

議案第 六二号

竹田財産之遺留地の泉行分収造林の施行について

左の土地を泉行分収造林として 県と契約を締結するものとする。

記

一 土地の表示 東伯郡三朝町大字福山字大柞谷三〇九ノ五 地

原野 台帳面積 三町歩

奥畑面積 一〇町三反

一 分収割合

財産区 百分の四〇

県 百分の六〇

昭和三十五年十月一日より五〇年以内

一 契約期間  
一 その他

植栽樹種 マツ植栽

昭和三十五年九月二十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和三十五年 九月二十二日議案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎 印